

楽天 Edy オンラインサービス利用約款

第1条（目的）

本約款は楽天 Edy 株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する電子マネー「楽天 Edy オンライン」（以下に定義します。）について規定するものです。利用者が「楽天 Edy オンライン」として「Edy」に係る各種サービスを利用する場合には本約款が適用されます。

第2条（定義）

本約款において使用する語句の定義は、次のとおりとします。

●Edy

当社所定の方式で利用者に発行する円単位の金額（1円に相当する「楽天 Edy」及び「Edy」を「1円」としてこれを表示するものとします。）についての電子的情報のうち、本約款又は当社の定める利用約款に基づき利用者が商品等の代金の支払に使用することができる前払式支払手段である「楽天 Edy」及び「Edy」

●アカウント

本約款に基づく Edy の発行、使用、付与、移動及び Edy を贈ることを目的として、利用者の Edy を記録するために割り当てられる当社所定のサーバー上のアカウント

●楽天 Edy オンライン

Edy のうち、当社所定のサーバーに記録されることをもってアカウントで保有されるもの

●楽天 Edy サービス

アカウントの利用、Edy の発行、使用、付与、移動及び Edy を贈ること、Edy の発行情報及び残高情報の管理に加え、利用者が加盟店から商品等の販売又は提供を受ける場合において、当該商品等の代金の支払いとして Edy を使用したときには、使用された Edy に相当する代金額と同額の金額を当社が加盟店に対して支払うサービス

●Edy カード

利用者が本約款に従って Edy を記録し使用するために必要な機能を備えた非接触 IC カード等

●Edy 携帯電話

Edy を使用するために必要な機能を備えることができる携帯端末（携帯電話を含む。）の種類であって、当社が Edy を使用できると認定したもの

●楽天 Edy アプリ

当社所定のアプリケーションであり、当該アプリケーションがインストールされた Edy 携帯電話により Edy の使用が可能となるもの

●利用者

アカウントによって Edy を利用する方

● 楽天会員

楽天会員規約に同意のうえ、楽天グループ株式会社（以下「楽天」といいます。）所定の方法により楽天会員登録をした個人又は法人

● 楽天 I D

楽天所定の方法に従い楽天会員が登録する楽天会員個人を識別するための符号

● 加盟店

当社の Edy の取扱いに関する加盟店契約により、商品等の販売及び提供に係る代金の支払について利用者が Edy を使用することができる事業者

● 商品等

利用者が販売又は提供を受ける物品、サービス、ソフトウェア、デジタルコンテンツ及び権利等

● (Edy の) 発行

利用者が当社に対して Edy 相当額を支払い、Edy がチャージされることにより、Edy を使用することができる状態にすること

● (Edy の) 付与

当社又はこれらの提携先が行う広告キャンペーンその他の企画等により別途定める要件を満たした利用者に対し、Edy を加算すること

● (Edy を) 贈ること

利用者が当社所定の方法によって、自ら保有する Edy を他の利用者に対して贈ること

● (Edy の) 移動

自ら保有する Edy を Edy 携帯電話からアカウントに移動させること又はアカウントから Edy 携帯電話に移動させること

第3条（楽天 Edy サービスの利用）

1. 利用者は、当社が発行する Edy の使用について、本約款を遵守してください。
2. 楽天 Edy サービスは、楽天 I D で識別される利用者本人以外は利用することができません。
3. 利用者は、「楽天 Edy オンライン」と表示している加盟店で、商品等の購入又は提供の代金の支払いに Edy を使用することができます。
4. 本約款に定めのない事項については、楽天会員規約及び楽天が別途定めるガイドラインによるものとし、楽天 Edy サービスに付随し又は関連して当社、楽天若しくは楽天のグループ会社、又は第三者が提供するサービスについては、本約款と併せて当該サービスの提供者が定める規約（以下本約款、楽天会員規約及び楽天が別途定めるガイドラインと併せて「本規約等」といいます。）が適用されるものとします。

5. 楽天 Edy サービスに係る処理は、本約款に別途定める場合を除き、各手続実施後即時に完了する予定ですが、システム処理等の都合上、一定の期間がかかる場合もあります。
6. 利用者は、当社所定の時間内に限り、楽天 Edy サービスを利用することができます。ただし、停電、機械故障、システム保守点検、偽造その他安全管理上やむを得ない事由により、楽天 Edy サービスの利用が中止されることがあり、この場合、利用者は異議を述べません。

第4条 (Edy の取扱い)

1. 利用者は、違法、不正又は公序良俗に反する目的で Edy を使用してはならず、かつ、営利目的に Edy を使用してはなりません。
2. 利用者は、対価の有無を問わず、いかなる第三者へも Edy (利用者が保有するか否かは問いません)、Edy カード及び Edy 携帯電話の譲渡、貸与、移転及び担保提供その他の一切の処分をすることはできません。
3. 利用者は、対価の有無を問わず、いかなる第三者からも Edy (アカウント、Edy カード若しくは Edy 携帯電話に保有されるかは問わず、かつ、当該第三者が保有するか否かは問いません)、Edy カード及び Edy 携帯電話の譲渡、貸与、移転及び担保提供その他の一切の処分を受けることはできません。
4. 前2項にかかわらず、本約款に定める方法その他の当社が問題ないと判断する方法で行う場合、又は、楽天 Edy アプリのインストールされていない若しくはアンインストールが完全に実施された Edy 携帯電話の場合についてはこの限りではありません。
5. 当社は、インターネット上の当社所定のホームページにおいて、本人を特定する情報を入力する方法その他当社所定の方法により本人を特定することができた場合には、一定の期間内に利用者が楽天 Edy サービスの利用により取得し、又は使用した Edy の額、残高及び取引の履歴等を当社所定の方法により、当該利用者に告知します。
6. 利用者は、楽天 Edy サービスの利用により Edy を取得又は使用した場合には、その都度、前項により告知される額及び残高を確認し、万一誤りがある場合には、直ちに当社に申し出るものとします。なお、利用者が楽天 Edy サービスを利用した後、当社所定の期間内に申出がなされない場合、利用者は、自らが取得又は使用した Edy の額及び残高について誤りがないことを了承したものとみなします。
7. 前項にかかわらず、当社は、利用者が取得し又は使用した Edy の額に誤りがあることが判明した場合において、当社が管理する Edy に係る電子情報の記録から正確な額が判明したときは、当該利用者に通知のうえ、これを訂正するものとします。
8. 利用者は、Edy 及び Edy に関するシステムの損壊、分解又は解析等を行ってはならないものとし、理由のいかんにかかわらず Edy の複製を試みたり、そのような行為に加担及び協力してはなりません。

第5条 (Edy の発行)

1. 利用者は、Edy の発行を希望するときは、当社所定の方法により手続を行います。
2. 本約款に基づく Edy の発行については、次の各号に定める方法のうち、利用者が選択した方法に従い、当該各号に定める時点をもって、利用者に対して発行されます。
 - (1) クレジットカードを利用する方法によって Edy を発行する場合
利用者が Edy の発行を申し込んだ時点で Edy が発行されるものとします。
 - (2) 利用者が銀行その他当社の指定する金融機関（以下「当社指定金融機関」といいます。）に保有する口座からの口座振替の方法によって Edy を発行する場合
利用者が当社指定金融機関に保有する口座からの口座振替によって当社（又は当社の指定する者）が金銭を受領した時点で Edy が発行されるものとします。
3. 1回に発行される Edy の額は、50,000円相当を限度とします。
4. 利用者が発行を受けることができる Edy の総額については、上限はありません。ただし、Edy の利用状況等（短時間に不自然に多数回の利用がある場合、利用頻度や利用金額等に不審な点がある場合等）その他の事情により当社が必要と認める場合には、個別に上限額を設定することがあります。
5. Edy の発行に関しては、対価の支払に係る領収書を発行いたしません。
6. 利用者は、Edy の発行を申し込んだ後、これを取り消すことはできません。

第6条 (Edy の付与)

1. 利用者は、Edy の付与を希望するときは、当社所定の方法により手続を行います。なお、Edy の付与を受ける場合には、手数料はかかりません。
2. 利用者が受領の指図をした時点又は当社所定の方法による付与の手続を完了した時点のいずれか早いときをもって、利用者に対し Edy が付与されます。

第7条 (Edy の使用)

1. 利用者は、「楽天 Edy オンライン」と表示している加盟店において、商品等を購入し又は提供を受ける際に、Edy を当社所定の方法で使用して、加盟店に当該商品等の代金（送料等も含んだ加盟店に対して支払う合計金額をいい、以下「取引代金」といいます。）を支払うことができます。ただし、加盟店により、一部の商品等については、取引代金の支払には使用できない場合があります。また、当社は、使用できる商品等の範囲を制限したり、条件を付したりする場合があります。なお、取引代金は、申込み時に送料が確定しない場合があること等の理由により、申込み時から次項の売上金額確定時までの間に金額が増減することがあります。この場合、増減額分の取扱いについては、第3項又は第4項に従うものとします。
2. 利用者が取引代金を Edy で支払う場合には、加盟店が当社所定の方法により Edy の使用を承諾し、当社に対して売上金額確定を通知した時点で支払が確定します。この場

合、当社は、取引代金の金額に相当する Edy を減額して取引代金に充当し、加盟店との間の契約に基づき、当該加盟店に対する取引代金を支払います。当該取引代金への充当時点で、当該 Edy 相当額の金銭の加盟店に対する引渡しと同様の効果が発生します。ただし、取引代金への充当前であっても、利用者の Edy を使用する旨の申込後は、取引代金に相当する Edy が使用予定額として確保され、使用することができなくなります。この場合、取引代金の金額及び楽天 Edy オンライン の残高が利用画面に表示されますので、利用者は、その表示された内容に誤りがないかどうか、ご確認いただき、誤りがあった場合には、速やかに当社に対してお申し出ください。

3. 利用者が楽天の提供する楽天キャッシュ及び楽天の指定するポイント、クーポン等（以下「ポイント等」という。）を保有し、ポイント等を使用できる加盟店においてこれらの使用を選択したときは、これらが Edy に優先して取引代金に充当され、ポイント等を使用した後の残額が取引代金として本条に基づき Edy で支払われるものとし、ポイント等の使用後に取引代金の金額が増額された場合には、Edy が自動的に使用されることをもって当該増額分の取引代金が支払われるものとし、ポイント等の使用後に取引代金の金額が減額された場合には、当該減額分について、確保されていた Edy 使用予定額の確保を解除します。
4. 第1項及び第2項に基づく支払又は前項に基づく増額分の支払に関し、Edy の残高が取引代金に満たない場合は、利用者は、不足額を次項に定める方法、現金又は当該加盟店の指定する方法により支払うものとし、
5. 利用者は、Edy の発行と加盟店での使用を同時に申し込むことができます。この場合、利用者は、当該申込みに係る金額を当社に支払って Edy の発行を受け、これを取引代金の支払に充てることとなります。ただし、一部の加盟店での使用については、Edy の使用と同時に Edy の発行を受けることはできません。この方法により Edy を使用する場合において、加盟店の指定する日までに当社に対して Edy の発行申込み相当額の支払がない場合には、その後の支払や Edy の発行を受け付けることができない場合があります。この場合には、利用者は、加盟店との間で当該取引代金の精算をしていただきます。
6. 利用者は、Edy により加盟店から購入又は提供を受けた商品等の瑕疵、欠陥、その他利用者と加盟店との間に生じる取引上の一切の問題については、利用者と加盟店との間で解決します。
7. 前項の定めにかかわらず、加盟店との取引が取消又は解除された場合、当該取消又は解除が第2項に定める取引の代金充当時より前であったときに限り、当該取引の取消又は解除の理由を問わず、当社は、加盟店の申出により、Edy の使用予定額について、確保を解除します。この場合、利用者は、加盟店を通じて当社にお申し出いただきます。なお、当該取引の取消又は解除が代金充当後であったときは、利用者は、加盟店との間で他の決済手段により精算するものとし、当社は、Edy の使用の取消しはいたし

ません。

8. 前項に基づき、当社が Edy の使用予定額について確保を解除した場合において、当該 Edy 使用予定額のうち、第5項に基づき使用と同時に申し込まれて発行された Edy 相当額については、当社は、利用者の申出により、第5項により発行された Edy 相当額の範囲内で、発行及び使用を取消し、かかる Edy の対価を当社所定の方法で利用者に返還することができます。
9. 楽天 Edy サービスを当社所定の方法で利用した場合、利用者は、前2項に定める場合を除き、その後当該利用を取消すことはできません。
10. Edy を加盟店で使用する場合、手数料はかかりません。

第8条 (Edy 使用後の取扱い)

利用者と加盟店との Edy の使用に係る取引が無効、取消及び解除となった場合であっても、前条に規定される場合を除き、利用者は、当社及び当該加盟店に対して Edy の使用の無効、取消及び解除を求めることはできません。この場合、利用者と当該加盟店との間で、現金等により精算していただきます。

第9条 (Edy を贈ること)

1. 利用者は、Edy を贈ることを希望するときは、当社所定の方法により手続を行います。なお、Edy を贈るには、当社所定の手数料がかかります。ただし、本条に定めるサービスについては、当社のホームページ上でサービス開始を告知するまでの間、利用できないことがあります。
2. Edy の残高が贈る金額に満たない場合は、利用者は、不足額を次項に定める方法により支払うものとします。
3. 利用者は、Edy の発行と贈ることを同時に申し込むことができます。この場合、利用者は、当該申込みに係る金額を当社に支払って Edy の発行を受け、これを贈る金額の支払に充てることとなります。この方法により Edy を贈る場合において、当社の指定する日までに当社に対して Edy の発行申込み相当額の支払がない場合には、その後の支払や Edy の発行を受け付けることができず、Edy を贈ることができない場合があります。
4. Edy を贈るには、送付先のメールアドレスの入力が必要です。また、Edy を受け取るためには、当該 Edy の受領者が本規約等に承諾することが必要となります。
5. 利用者は、自己の責任において送付先のメールアドレス、Edy を受け取るために必要となる受領者を識別するための確認項目（以下「確認項目」といいます。）及び送付する Edy の額等を当社所定の方法により入力するものとします。
6. 利用者は、確認項目を、自己の責任において Edy を贈る相手方に伝達するものとします。
7. 当社は、利用者の入力する送信先のメールアドレス、確認項目の内容の正確性及び有

効性（受領者への伝達の完了も含みます。）について一切の責任を負いません。また、当社は、利用者によるメールアドレス、確認項目の漏洩防止等の管理についても一切の責任を負いません。

8. 利用者が贈った相手と別の第三者が Edy を受け取った場合であっても、当該第三者が当社所定の受け取り確認用のホームページにアクセスし、当社所定の方法で利用者が事前に設定した確認項目を当該第三者が入力した場合には、当社は当該第三者を適正な受領者とみなし、当該第三者に対して Edy を贈ったことに関し、一切の責任を負いません。
9. 利用者が贈った Edy について、受領者（前項により適正な受領者とみなされる場合を含みます。）による受領の指図が当社に到達したときに、Edy を贈る手続きが完了したものとします。ただし、贈ることの手続きを利用者が行った当日から45日間（手続きを行った当日を含みます。）が経過しても受け取りがなされなかった場合及び受領者が受け取りを辞退した場合、当社は、当該 Edy を贈った利用者に返還します。なお、この場合であっても当社は、受領した手数料を返還いたしません。また、手数料を受領者負担としていた場合には、当社は、送付された Edy から手数料相当分を差し引いた残額に相当する Edy を返還するものとします。

第10条（Edy を受け取る）

1. 利用者は、当社所定の方法により、第三者から贈られた Edy を受け取ることができます。ただし、手数料が受領者負担とされている場合には、当社所定の手数料がかかります。なお、受け取りを辞退することもできます。ただし、本条に定めるサービスについては、当社のホームページ上でサービス開始を告知するまでの間、利用できないことがあります。
2. Edy の受け取りにあたっては、インターネットを通じて当社所定の受取確認用のホームページにアクセスし、送信者が設定した確認項目を入力する必要があります。
3. Edy の受領者がアカウントを利用できない場合には、Edy を受け取ることができません。当該受領者は、本規約等に同意のうえ、アカウントを利用するための当社所定の手続きが完了した場合には、Edy を受領することができます。受領者が所定の手続きを完了し、受領の指図をした時点で、Edy の受領が完了したものとします。

第11条（Edy の移動）

1. 利用者は、当社所定の方法により、自ら保有する Edy を移動することができます。
2. 利用者は、アカウントに Edy を移動した場合には、移動後の Edy を「楽天 Edy オンライン」と表示している加盟店においてのみ使用することができ、Edy 携帯電話に Edy を移動した場合には、移動後の Edy を Edy 携帯電話による代金の支払いを取扱う加盟店においてのみ使用することができます。

3. 第1項にかかわらず、楽天 Edy サービス若しくは Edy 携帯電話によって Edy を使用することができるサービスが終了又は停止している場合には Edy を移動することができません。

第12条（口座振替による Edy チャージ）

1. 「口座振替による Edy チャージ」とは、利用者が、当社指定金融機関に保有する口座からの口座振替によりアカウントに Edy の発行を受け、自己の Edy 携帯電話に Edy を記録するサービスです。
2. 利用者は、口座振替による Edy チャージを希望する場合には、次の各号に定める手順で申し込むものとします。
 - (1) Edy 携帯電話を使用し、当社所定の手続に従い、利用者が口座を保有する当社指定金融機関との間で当社指定金融機関所定の口座振替設定を行うこと
 - (2) Edy 携帯電話を使用し、楽天 Edy アプリ等を通じて、当社所定の手続に従い、パスワードを入力の上、又は、当社所定の認証方法による認証を実施すること（以下「利用認証」といいます。）により、発行申込額に相当する Edy の発行を申し込むこと
3. 前項第1号に基づいて設定される振替口座は、楽天会員登録がされた利用者が当社指定金融機関に保有する自身を名義人とする口座に限られるものとし、当社は、当社所定の方法により振替口座の名義人と楽天会員登録がされた利用者の氏名が一致していることの確認その他当社所定の確認手続を行うものとします。利用者は、上記確認手続に所定の時間を要すること及び上記確認手続が完了した場合に限り口座振替による Edy チャージを利用することができることをあらかじめ承諾します。
4. 当社は、利用者が Edy の発行を申し込む際に入力した楽天 ID とパスワードの一致を楽天グループ株式会社所定の方法に従い確認すること、又は、利用認証により、Edy の発行申込者が楽天会員であることを確認し、利用者が当社所定の方法に従い入力した発行申込額その他の事項を内容とする Edy 発行の申し込みが当社に対してなされたものと取り扱います。
5. 当社は、前項の申し込みに応じて発行される Edy を次の各号の手順に従い、利用者の Edy 携帯電話に記録するものとします。なお、1回に発行される Edy の額は、金25,000円相当を限度とします。
 - (1) Edy は、前項の申し込みに基づき、アカウントに発行されます。
 - (2) 前号に従いアカウントに発行された Edy は、利用者の行為を要することなく、直ちに、利用者の Edy 携帯電話に自動的に移動します。
6. 前項の Edy の発行にかかる対価は、利用者が口座振替を設定した当社指定金融機関との間の口座振替によって決済するものとします。
7. 利用者が本条に基づき Edy を記録できる Edy 携帯電話は、当社所定の台数までとしま

す。

第13条（口座振替による Edy オートチャージ）

1. 「口座振替による Edy オートチャージ」とは、利用者が、自己の Edy 携帯電話に記録されている Edy の残高が当社所定の手続きに従い設定した金額以下となった場合、当社所定の時間毎に、ネットワークサービスを通じて、自動的に安全かつ簡便にアカウントに Edy の発行を受け、自己の Edy 携帯電話に Edy を記録することができるサービスです。
2. 利用者は、口座振替による Edy オートチャージの利用を希望する際には、次の各号に定める手順で申し込むこととします。
 - (1) Edy 携帯電話を使用し、当社所定の手続きに従い、利用者が口座を保有する当社指定金融機関との間で当社指定金融機関所定の口座振替設定を行うこと
 - (2) Edy 携帯電話を使用し、当社所定の手続きに従い、パスワードを入力の上、又は、利用認証により、口座振替による Edy オートチャージを実行するための金額（以下「下限額」といいます。）及び自動的に Edy の発行を希望する金額（以下「オートチャージ額」といいます。）を設定すること
3. 前項第1号に基づいて設定される振替口座は、楽天会員登録がされた利用者が当社指定金融機関に保有する自身を名義人とする口座に限られるものとし、当社は、当社所定の方法により振替口座の名義人と楽天会員登録がされた利用者の氏名が一致していることの確認その他当社所定の確認手続を行うものとします。利用者は、上記確認手続に所定の時間を要すること及び上記確認手続が完了した場合に限り口座振替による Edy チャージを利用することができることをあらかじめ承諾します。
4. 当社は、利用者が口座振替による Edy オートチャージの利用を希望する際に入力した楽天IDとパスワードの一致を楽天グループ株式会社所定の方法に従い確認すること、又は、利用認証により、口座振替による Edy オートチャージの利用申込者が楽天会員であることを確認し、利用者が当社所定の手続きに従い設定した下限額及びオートチャージ額その他の事項を内容とする口座振替による Edy オートチャージの申し込みが当社に対してなされたものと取り扱います。
5. 当社は、前項の申し込みに応じて発行される Edy を次の各号の手順に従い利用者の Edy 携帯電話に記録するものとします。なお、利用者が設定する下限額及びオートチャージ額として設定可能な Edy の額は、金25,000円相当を限度とします。
 - (1) Edy は、前項の申し込みに基づき、アカウントに発行されます。
 - (2) 前号に従いアカウントに発行された Edy は、利用者の行為を要することなく、直ちに、利用者の Edy 携帯電話に自動的に移動します。
6. 利用者は、口座振替による Edy オートチャージを利用して発行を受ける1日あたりの Edy の上限額を、当社が別途定める金額単位に従い設定することができるものとします。

7. 口座振替による Edy オートチャージについては、当社指定金融機関との間の口座振替によって決済するものとします。
8. 利用者は、口座振替による Edy オートチャージの利用中止を希望する場合には、当社所定の手続きに従い、利用中止手続きを行うものとします。また、利用者は、利用中止手続きを行った後、あらためて口座振替による Edy オートチャージの利用を希望する場合には、当社所定の手続きに従い、口座振替による Edy オートチャージの利用を申し込むものとします。
9. 口座振替による Edy オートチャージの利用に際しての詳細は、当社のホームページ上で掲示しております。

第14条（チャージ金額の上限等）

1. 当社は、前2条の定めに関わらず、口座振替による Edy チャージ及び Edy オートチャージをすることができる金額の上限を設定することができるものとします。
2. Edy 携帯電話の機種によって、口座振替による Edy チャージ及び Edy オートチャージの提供の有無及び提供開始時期に差異が出る場合があります。各 Edy 携帯電話における提供状況については、当社のホームページ上で掲示しております。

第15条（Edy 携帯電話の盗難・紛失等）

1. 口座振替による Edy チャージ又は Edy オートチャージを申し込んだ Edy 携帯電話の譲渡・売却・貸与・盗難・紛失等があった場合、利用者は口座振替による Edy チャージ又は Edy オートチャージの停止手続きを行うものとします。
2. 前項に定めるほかに、口座振替による Edy チャージ又は Edy オートチャージの利用に必要な口座情報等の詐取・漏洩等があった場合も前項と同様の停止手続きを行うものとします。
3. 前2項に定める停止手続きを行うために、利用者は、当社のホームページ上の盗難・紛失の際の手のページより速やかに登録情報を削除の上第12条及び第13条のサービスの利用を終了し、当社の指示に従うものとします。

第16条（楽天 Edy サービスの利用ができない場合）

1. 利用者は、本約款第18条、第26条、第27条及び第28条に定める場合のほか、以下の各号の場合には、楽天 Edy サービスを利用することができません。
 - (1) Edy の電子情報が偽造若しくは変造され、又は不正に作り出されたものであるとき。
 - (2) Edy が違法に取得されたものであるとき、又は違法に取得されたことを知りながら若しくは知りうる状態で取得したとき。
 - (3) 利用者が、本規約等に違反して楽天 Edy サービスを利用しようとしたとき。
 - (4) 楽天 Edy サービスの利用資格が取り消されたとき。

- (5) 楽天 Edy サービスの利用が停止されているとき。
 - (6) 商品等の購入以外の目的や架空取引又は金融取引において楽天 Edy サービスを利用しようとしたとき。
 - (7) 営利目的で楽天 Edy サービスを利用しようとしたとき。
 - (8) 公序良俗に反する目的で楽天 Edy サービスを利用しようとしたとき。
 - (9) 利用者が楽天 ID で識別される当該利用者本人以外の者に楽天 Edy サービスを利用させるとき。
 - (10) その他当社が不適切な楽天 Edy サービスの利用と認めるとき。
2. 前項に基づき、利用者が楽天 Edy サービスを利用できないことにより利用者に損害、損失又は費用が生じた場合であっても、当社は、当社の故意又は過失による場合を除き、その責任を負いません。

第17条（禁止事項等）

1. 利用者は、対価の有無を問わず、利用者のアカウントの第三者への譲渡及び第三者からのアカウントの譲受けをすることはできません。また、利用者が楽天 Edy サービス利用時に入力したアカウントの楽天 ID、パスワードを第三者へ教えてはいけません。
2. 楽天 Edy サービスにより贈ることを利用する場合を除き、利用者が複数の楽天会員の登録を有している場合であっても、利用者はそれぞれの楽天会員の登録において保有するアカウントを合算することはできず、保有する Edy を合算することはできません。
3. Edy は、保有する利用者本人以外には使用することはできません。

第18条（Edy の偽造、変造等）

利用者は、Edy が、偽造、変造又は不正作出されたものであることを知ったときは、当該 Edy を使用することができません。この場合、利用者は、当社に対して当社所定の方法によりその旨を直ちに通知するとともに、偽造、変造又は不正作出された当該 Edy が使用できないことについて当社所定の方法により当社に届出を行います。

第19条（なりすまし、Edy の不正使用等）

1. 楽天 Edy サービス利用時に入力された楽天 ID、パスワードその他当社所定の本人認証手段が登録されたものと一致することを当社所定の方法により確認した場合には、当該利用者による楽天 Edy サービスの利用とみなし、第三者による不正な利用であった場合でも、当社は、無権限取引への対応方針等に定める場合を除き、これにより利用者に生じた損害、損失又は費用について責任を負いません。
2. システムトラブルその他の事由により未使用の Edy が紛失し、又は第三者に Edy 若しくはアカウントを不正使用又は不正利用されたことにより利用者に不利益又は損害が生じた場合であっても、当社の故意又は過失による場合を除き、当社は、その責任を

負いません。

第20条（Edyの払戻し）

1. Edyの払戻しは、本約款に定める場合のほか、以下の各号及び次項に掲げる場合又は当社が特に認める場合を除き、行うことができません。Edyの払戻しは、当社が定める方法により行うこととなります。
 - （1）利用者のやむを得ない事情により、Edyの使用が著しく困難となった場合
 - （2）資金決済に関する法律その他関連する法令で認められる場合
2. 当社の都合により楽天Edyサービスを全面的に終了する場合には、利用者は、当社に対してEdyの払戻しを申し出ることができます。この場合、当社は、当社所定の方法により、利用者の未使用のEdyの金額を確認し、その金額の払戻しを行います。
3. 当社は、未使用のEdyの金額を確認できない場合は、払戻しの申出を断ることができます。
4. 第2項に定める場合を除き、Edyの払戻しを行う場合には、当社所定の払戻手数料を申し受けることがあります。

第21条（特典等の扱い）

利用者は、ポイントサービスや割引サービス等を提供する事業者（以下「ポイント事業者等」といいます。）が利用者との約定に基づきEdyと関連して独自のサービスを提供するにあたり、ポイント事業者等及び当社が別途定める事由により利用者に当該サービスに付随して付与される特典等が付与されない場合があることにあらかじめ同意します。

第22条（Edy使用情報の取得等）

利用者は、当社が楽天Edyサービスを運営する上で取得したEdyの使用履歴情報が当社に帰属することに同意し、当社がそれらの情報を利用者個人を特定することなく利用すること及び第三者に対してこれらの情報を提供することにあらかじめ同意します。

第23条（利用者情報）

利用者は、楽天Edyサービスを利用する場合、当社が利用者の個人情報（利用者が楽天会員の登録等のために楽天グループに対して提供した情報、myRakutenに登録している情報、クレジットカード番号、楽天銀行株式会社の口座番号を含みます。）を楽天グループの定める個人情報保護方針(<https://privacy.rakuten.co.jp/>)に記載する利用目的（Edyの安全性を高める目的、当社が不適当と判断するEdyの使用を防止する目的及び利用者が本件クレジットカードの真正な所持人又は当社指定金融機関の真正な口座保有者であることを確認する目的を含みます。）の範囲において、楽天グループ各社間で共同利用することにあらかじめ同意するものとします。

※ 楽天グループとは、上記個人情報保護方針における「私たち」を指すものとします。

第24条（調査、第三者提供等）

1. 当社は、Edyの安全性を高める目的及び当社が不相当と判断するEdyの使用を防止する目的並びに利用者がクレジットカードの真正な所持人であること又は当社指定金融機関の真正な口座保有者であることを確認する等のためにEdyの使用状況その他の利用者の情報（利用者の個人情報も含まれます。）について調査、情報の取得（前条による場合も含まれます。）を行うことがあります。
2. 利用者は、当社が前項に従い利用者の情報を調査、情報の取得をした場合において、次の各号のいずれかに掲げるときに当社が当該情報を当社が必要と認める第三者に対して開示できることにあらかじめ同意します。
 - （1）法令等に基づくとき
 - （2）捜査機関、税務署その他国の機関からの要請があったとき
 - （3）前項に定める目的に照らして、クレジットカード会社、当社指定金融機関その他第三者への開示が必要と当社が判断したとき
3. 利用者は、アカウント又はEdyの第三者による不正利用、犯罪への利用その他不正利用等の疑いがあると楽天又は当社が判断した場合には、捜査機関、税務署その他公的機関の要請に協力する場合のほか、その疑いの調査及び損害の拡大防止等に必要な範囲に限り、当該利用者の個人情報（メールアドレス、IPアドレス、氏名、住所、電話番号その他必要な範囲の個人情報に限る。）がEdyの発行業務について提携する銀行又はクレジットカード会社に提供されることがあることに同意します。

第25条（利用資格の取消し）

1. 当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当した場合には、当社所定の方法により、当該利用者の楽天Edyサービスの利用資格を取り消すことができます。
 - （1）利用者がEdyを偽造、変造若しくは不正作出したとき又はその疑いのあるとき。
 - （2）利用者がEdyを不正使用したとき又はその疑いのあるとき。
 - （3）楽天Edyサービスが犯罪に利用されている又は利用された疑いがあると当社が判断したとき。
 - （4）利用者がEdyを違法に取得したとき又はその疑いがあるとき。
 - （5）利用者の登録情報に虚偽又は不実の内容が含まれていたとき。
 - （6）利用者が楽天IDで識別される当該利用者本人以外の者に楽天Edyサービスを利用させたとき。
 - （7）利用者が本規約等に違反したとき。
 - （8）その他利用者の楽天Edyサービスの利用状況等から、楽天Edyサービスの利用者として不適格と当社が判断したとき。

2. 前項の楽天 Edy サービスの利用資格の取消しにより、利用者に不利益又は損害が生じた場合でも、当社はその責任を負いません。

第26条（反社会的勢力との関係を理由とする利用資格の取消し等）

1. 利用者は、自己並びに自己の役員及び従業員が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下これらを総称して「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - （1）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - （2）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - （3）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - （4）暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - （5）役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 利用者は、自ら又は第三者を利用して以下の各号に該当する行為を行わせないことを確約するものとします。
 - （1）暴力的な要求行為
 - （2）法的な責任を超えた不当な要求行為
 - （3）取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - （4）風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社若しくは当社の信用を毀損し、又は当社若しくは当社の業務を妨害する行為
 - （5）その他前各号に準ずる行為
3. 当社は、利用者が前各項の確約に反し、又は反していると合理的に疑われる場合、催告その他何等の手續を要することなく、当該利用者による楽天 Edy サービスの利用を停止し、又は利用者の楽天 Edy サービスの利用資格を取り消すことができるものとします。なお、当社は、かかる合理的な疑いの内容及び根拠に関し、利用者に対して何等説明し、又は開示する義務を負わないものとし、楽天 Edy サービスの利用停止又は利用者の利用資格の取消に起因し、又は関連して利用者に損害が生じた場合であっても、何等責任を負わないものとします。
4. 前項により、楽天 Edy サービスの利用を停止され、又は利用者の利用資格が取り消された場合、利用者は、楽天 Edy サービスを利用することができません。この場合、当

該利用者が保有する Edy は直ちに失効するものとし、利用者は、当社に対し、払戻しを請求することはできません。

第27条（利用停止）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、利用者に予告することなく楽天 Edy サービスの全部又は一部の利用を停止することがあります。
 - (1) Edy（利用者の保有か否かを問わない）が偽造、変造若しくは不正作出されたとき、又はその疑いのあるとき。
 - (2) Edy（利用者の保有か否かを問わない）が不正使用されたとき又はその疑いのあるとき。
 - (3) 楽天 Edy サービスに関するシステムの障害その他の事由により Edy が使用不能となったとき。
 - (4) 利用者が楽天 ID で識別される当該利用者本人以外の者に楽天 Edy サービスを利用させたとき。
 - (5) 利用者による Edy の使用が本規約等に違反し、又は、違反するおそれのあるとき。
 - (6) Edy が違法に取得されたものであるとき、又は違法に取得されたことを知りながら若しくは知りうる状態で取得したとき。
 - (7) 本規約等に基づき登録した登録情報に虚偽又は不実の内容が含まれていたとき。
 - (8) Edy の電子情報の破損、システム障害、停電、天災地変その他やむを得ない事由があるとき。
 - (9) システムメンテナンスその他システム上の理由により Edy の使用を停止するとき。
 - (10) その他やむを得ない事由が生じたとき。
2. 前項に基づく楽天 Edy サービスの全部又は一部の利用停止により、利用者に不利益又は損害が生じた場合でも、当社の故意又は過失による場合を除き、当社はその責任を負いません。

第28条（楽天 Edy サービスの終了等）

当社は、社会情勢の変化、法令の改廃、その他やむを得ない事由により、楽天 Edy サービスの取扱いを全面的に終了することがあり、この場合、当社は、利用者に対して当社所定の方法で事前に通知します。当社は、本条に基づき楽天 Edy サービスが終了した場合、第20条に基づく未使用の Edy の払戻しを除き、楽天 Edy サービスの終了により、利用者の不利益又は損害が生じた場合でも、当社の故意又は過失による場合を除き、当社は責任を負いません。

第29条（加盟店及び商品等）

1. 当社と加盟店との加盟店契約の締結及び終了等の事由により、加盟店の数が増減する

ことがあります

2. 当社又は加盟店は、販売又は提供に係る代金について Edy を使用することのできない商品等を個別に追加、変更することができます。

第30条（免責）

1. 当社は、利用者が申込み時に入力した発行申込額を正として Edy の発行を行い、利用者が誤った発行申込額を入力する等 Edy の発行の申込みに関連又は起因して生じた利用者又は第三者の損害について、責任を負いません。
2. 当社は、楽天 Edy サービスの提供に関連又は起因して、利用者に対して損害賠償責任を負うこととなった場合には、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、利用者に現実に生じた通常かつ直接の範囲の損害に限り、これを賠償し、特別な事情から生じた損害（逸失利益等を含む。）については、責任を負いません。
3. 当社は、楽天 Edy サービスの全部又は一部について、追加又は変更することがあります。かかる追加又は変更に関連又は起因して生じた利用者又は第三者の損害については、前項の定めに従うものとします。
4. 当社は、利用者が第15条に定める手続によって第12条及び第13条のサービスの利用を終了しなかったことにより、利用者及び第三者に生じた損害については、いかなる責任も負わないものとします。
5. 利用者は、利用者の責任と判断の下、利用認証を利用するか否かを選択するものとします。当社は、利用認証を用いた本サービスの利用により利用者及び第三者に生じた損害について、一切の責任を負いません。

第31条（有効期限）

1. 楽天 Edy オンラインの有効期限は、楽天 Edy オンラインの残高が Edy の使用、発行、付与、贈ること及び移動等により最後に更新された日から4年です。本条に基づき楽天 Edy オンラインが失効した場合、楽天 Edy オンラインを払い戻すことはできませんので、有効期限には十分にご留意ください。
2. Edy 携帯電話からアカウントに Edy を移動した場合、移動した Edy はその移動日から、第1項に基づくアカウントの有効期限の適用を受けることになります。
3. アカウントから Edy 携帯電話に Edy を移動した場合、移動した Edy はその移動日から、Edy 携帯電話に記録される Edy に適用される利用約款等の適用を受けることになります。

第32条（楽天会員の退会又は地位喪失）

1. 楽天会員規約に基づき、楽天会員を退会した場合又は楽天会員の地位を失った場合には、当然に楽天 Edy サービスの利用資格が取り消されます。
2. 楽天会員を退会した場合、楽天 Edy オンラインの払戻しをすることができませんので、

楽天 Edy オンラインを使用してから楽天会員の退会をお申し出ください。

第33条（税金及び費用）

楽天 Edy サービスの利用にともない、税金や付帯費用が発生する場合には、利用者がこれらを負担するものとします。

第34条（利用者への連絡等）

1. 当社から利用者に対する告知は、当社所定の方法で行います。また、当社は電子メール等を利用して、楽天 Edy サービスに関する宣伝又は重要なお知らせ等を送る場合があります。利用者は予めこれを承諾するものとします。
2. 当社は、本規約等に基づいて登録されたメールアドレスにあてて電子メールを発信した場合、以下の各号の事由のいずれかが生じたときは、当該電子メールが延着し又は到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。また、電子メールの延着、不着のために生じた損害については、当社に故意又は重過失がない限り、当社は一切の責任を負わないものとします。
 - (1)届出の変更を怠る等、利用者の責めに帰すべき事由があったとき。
 - (2)当社の責めによらない通信機器、回線及びコンピュータ等の障害並びに電話の不通等の通信手段の障害等があったとき。

第35条（約款の変更）

1. 当社は、経済情勢等諸般の状況の変化、法令の改廃、楽天 Edy サービス運営上の都合等により、本約款を変更又は廃止（以下「変更等」といいます。）する場合があります。
2. 当社は、本約款の変更等を行う場合、その内容及び効力発生時期をあらかじめ当社所定の適切な方法により告知するものとします。
3. 本約款の変更があった場合、利用者が、本約款の変更後に楽天 Edy サービスを利用したときは、当該変更後の約款内容に同意したものとみなされます。

第36条（本約款の可分性）

本約款の一部の条項が無効、違法又は執行不能となった場合においても、その他の条項の有効性、合法性及び執行可能性はいかなる意味においても損なわれることはなく、また影響を受けないものとします。

第37条（準拠法及び合意管轄裁判所）

1. 本約款の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本国法が適用されるものとします。
2. 利用者は、本約款に基づく取引に関して万一当社との間に紛争が生じた場合、当社の

本店の所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

以上

(2021年5月28日版)

【お問合せ・ご相談窓口】

楽天Edy株式会社 楽天Edyカスタマーデスク

〒108-0075 東京都港区港南二丁目16番5号

電話番号 0570-081-999 (ナビダイヤル)

受付時間 平日：9：30～19：00 土日祝日：10：00～18：00